

## お詫びと訂正

小社刊『2017年版 社労士 出るとこマスター』（株）リサ・ファクトリー著）において、誤植、および、解説が不十分な箇所がございました。読者の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことを謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正いたします。

（2017年8月29日 P.172 を追加させていただきました。）

### ■P. 172 (2)の点線囲み部分

(誤)

② 保険事業及び福祉事業に関する業務

(正)

② 保健事業及び福祉事業に関する業務

### ■P. 175 左上の図表（下線部）

(誤)

国・地方公共団体・法人	強制適用事務所
個人	法定16業種（法3条3項一号イ～タ）で常時5人以上 強制適用事務所
	法定16業種で常時5人未満 申請・認可で任意適用事務所
	法定16業種以外 申請・認可で任意適用事務所

(正)

国・地方公共団体・法人	強制適用事業所
個人	法定16業種（法3条3項一号イ～タ）で常時5人以上 強制適用事業所
	法定16業種で常時5人未満 申請・認可で任意適用事業所
	法定16業種以外 申請・認可で任意適用事業所

### ■P. 332 「6 医療適正化計画」の図表に下線部を追加

医療適正化基本方針及び全国医療費適正化計画	厚生労働大臣は、医療適正化に関する施策について基本的方針を定め、5年ごとに、5年を1期として全国医療費適正化計画を公表する。 <u>ただし、平成25年度～平成29年度の計画期間は5年を1期とするが、平成30年度以降の計画期間は6年を1期として医療費適正化計画が定められることとなった。</u>
-----------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

株式会社 中央経済社